

特別の理由による任意予防接種費用助成金支給制度 について（骨髄移植手術後の再接種に要する費用助成）

～白血病治療に伴う骨髄移植などにより（獲得）免疫が消失した未成年者の
予防接種費用の助成制度を開始します～

病気治療のために骨髄移植手術等を行うことで、予防接種で得られた免疫を失ってしまうことがあります。感染症の予防のためには再接種を行う必要がありますが、現在の制度では全額自費となり、最高で20万円かかる場合もあります。

そこで、平成30年4月から、任意で再度、予防接種を受ける場合の接種費用を助成します。

【目的】

- ・必要な方が接種を受けることで感染症の発症を予防できる
- ・保護者の経済的負担を軽減する

【対象者】 次の項目にすべて該当する人です。

- ①骨髄移植手術等の主治医から予防接種が必要と判断されていること。
- ②再接種を受ける日に、習志野市民であること。
- ③予防接種法の中で規定されている年齢内であること。また、それ以外の予防接種にあつては、20歳に達する日までに再接種を受けていること。

【対象予防接種】 予防接種法に定められた11種類

種類	回数 ^{※4}	種類	回数 ^{※4}
BCG	1回	MR ^{※2}	2回
小児肺炎球菌	4回	水痘	2回
ヒブ(Hib)	4回	DT ^{※3}	1回
DPT-IPV ^{※1}	4回	HPV	3回
B型肝炎	3回	日本脳炎	4回
		不活化ポリオ	4回

※1 四種混合 ※2 麻しん・風しん混合ワクチン ※3 二種混合

※4 予防接種法に定められた回数の上限です。主治医と相談の上、必要な回数を接種します。

【助成金額】 予防接種にかかった費用（上限有）

【その他】 この制度を利用するためには、事前の相談が必要となります。
ホームページでもお知らせしています。
（用紙をダウンロードできます。）

問合せ：健康福祉部健康支援課 担当者 埴 久子・和田 久美子
電話番号047-453-2922